

児童

『児童手当制度』をご存知ですか？

【問合せ】 福祉健康課 福祉グループ ☎ 42-1431

児童手当制度は、児童を養育している方に支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する事を目的とし、小学校6年生までの児童(2歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に支給されます。

ただし、前年の所得が一定以上の場合には、児童手当は支給されません。

- 認定請求に必要な書類
 - ・ 認定請求書
 - ・ 年金手帳又は年金加入証明書
 - ・ 健康保険被保険者証の写し
 - ・ 児童手当所得証明書
- (1月1日に一宮町に住所がなかった方は提出が必要です)

請求者の銀行等金融機関の口座番号を認印
この他、養育している児童と別居している場合など必要に応じて提出していただく書類があります。
● 添付書類は、認定請求の日以降に提出しても良い場合がありますので、窓口でご確認下さい。

● 認定請求書及び年金加入証明書等の用紙は保健センターにあります。
● 公務員の方は勤務先に申請して下さい。

児童手当



● 児童手当等を現在受けている方すでに郵送してある「現況届」を6月26日までに提出して下さい。児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。
この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

介護

介護保険負担限度額認定申請

【利用者負担段階】 福祉健康課 介護保険グループ ☎ 42-1431

介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)への入所・入院時(ショートステイを含む)に認定証を提示することで、施設での居住費・食費の利用者負担が軽減されます。対象になる方は、下表の第1段階から第3段階に該当する方。第4段階の方は、対象になりません。
認定証は、申請することにより、交付されません。

なお、平成21年6月30日までの有効期限の介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方に対して、介護保険負担限度額認定申請書を送付しますので、福祉健康課介護保険グループへ提出してください。

● 利用者負担第4段階で「特例減額措置」を受けられる方
利用者負担第4段階ではあるが、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になる等、一定の要件を満たしている方は、利用者負担第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。

利用者負担第4段階	利用者負担第3段階	利用者負担第2段階	利用者負担第1段階
<ul style="list-style-type: none"> ① 同世帯に市町村民税課税者がいる方 ② ご本人が、市町村民税課税の方 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が、市町村民税非課税者で、利用者負担第2段階に該当しない方 利用者負担第4段階で、「特例減額措置」を受けられる方 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が、市町村民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護を受けている方 ② 世帯全員が、市町村民税非課税者で、老齢福祉年金を受けている方